

スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」取扱店舗要項

※(6) 使用期間、(7) 換金期間を変更しています。： 2月4日時点

市では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店、タクシー・運転代行業と、市民の方々の生活を支援するとともに、市内における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」の販売を行いました。

1. チケットの発行概要

- (1) 名 称 スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」
- (2) 購入対象者 市内在住者・在勤者・在学者
- (3) 販売総額 7,500 万円（発行額 1 億 5 千万円）
- (4) 販売セット数 30,000 セット
- (5) 販売価格 1 セット 5,000 円分（額面 500 円の券が 10 枚綴り）を半額の 2,500 円で販売
- (6) 使用期間 令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）から令和 3 年 4 月 3 0 日（金）
- (7) 換金期間 令和 2 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 3 年 5 月 2 1 日（金）
- (8) 取扱店負担 負担なし

2. 取扱店舗の遵守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が使用期間中にチケットを持参したときは、チケット額面分の物品販売、サービスの提供を行う。
- (2) 取扱店舗は、配布された取扱店舗であることを示すポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取ったチケットは、回収店名等を必ず押印又は記入すること。
- (4) 他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのチケットの受け取りを拒否するとともに速やかに、鳴門市まで申し出ること。
- (5) チケットの交換、譲渡、売買、再使用は禁止します。
- (6) チケットのお釣りは出さないこと。不足分は現金等で受取ること。
- (7) チケットと現金の交換はしないこと。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、チケット使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、その旨を明示すること。
- (9) 使用期限を過ぎたチケットは無効となりますので受取らないこと。
使用期限：令和 3 年 4 月 3 0 日（金）
- (10) チケットを事業取引に使用することは禁止します。
- (11) 鳴門市又は本事業に関して調査等を行う時は、報告等の協力をすること。
- (12) 本事業へ参加していただくにあたっては、関係法令等を遵守するとともに、本事業の主旨を理解し、ルールに則り事業を行うこと。
- (13) チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者（鳴門市）は責任を負いません。
- (14) 飲食店は、食品衛生法第 52 条の規定による「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」があること。タクシー事業者は、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する登録を受けていること。

- (15) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための適切な対策が取られていること。
- (16) 「とくしまスマートライフ宣言」を掲示していること。
- (17) その他鳴門市からの指示に従うこと。

3. チケットの換金

- (1) 換金申込場所 鳴門市商工政策課
- (2) 換金期間 令和2年10月19日（月）から令和3年5月21日（金）の9時から17時
ただし、土日祝は除く。
なお、換金期間を過ぎた場合は一切対応できませんので、あらかじめご理解の上、期間内の現金化をお願いします。
- (3) 申込手続き 裏面に店名を記載した「チケット」及び「市指定の請求書」を提出してください。後日、指定の口座にお振り込みいたします。
チケットの紛失や破損された場合は、換金できない場合がありますのでご注意ください。
- (4) 換金に要する費用 無料

4. その他

- (1) 取扱店舗につきましては、利用者に情報を提供するため店舗名・住所・電話番号など必要事項を公表いたします。
- (2) 取扱店募集要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の請求を行うことがあります。
- (3) その他「取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその対応を決定します。

提出先・問合せ先

〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番

鳴門市役所 経済局 商工政策課・観光振興課

TEL (088) 684-1157

FAX (088) 684-1339

Mail shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp